

外国人の人権について 考えてみませんか？



静岡県

しあわせ社会は認め合いから ふじのくに人権宣言

私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち、「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

さて、現在の世界や私たちの社会は、国際化が急速に進んでおり、日本を訪れる外国人も増加の傾向にあります。こうした中、外国人と触れ合う機会が多くなってきています。

しかし、文化、生活習慣、言語などが日本人と異なる場合が多いため、私たちは先入観や偏見をもって外国人に接してしまうことがあります。

今後、さらに多くの外国人が日本で暮らすことが予想される中で、改めて、外国人の人権について考えてみませんか。

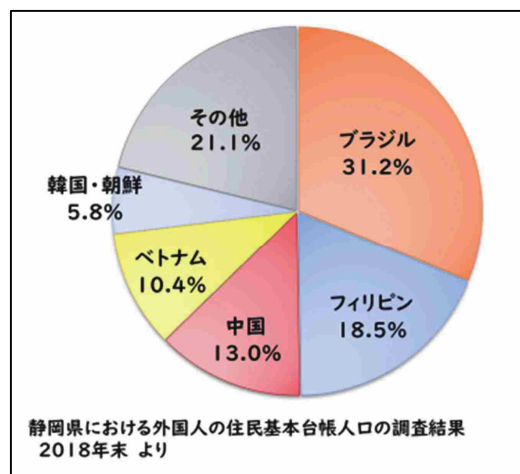
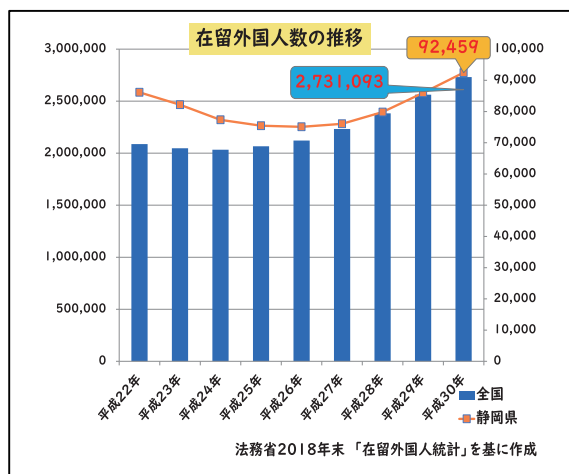


1 日本や静岡県にはどのくらいの外国人がいますか？

法務省の統計によると日本国内の在留外国人数は年々増加しており、2018年末には、前年比6.6%増の約273万人となっています。一方、静岡県には約9万2千人が在住しており、県の人口に占める割合は2.4%です。

都道府県別では、在留外国人を国籍別にみると日本国内では最も多いのが中国人ですが、静岡県で最も多いのはブラジル人(31.2%)です。次いで、フィリピン(18.5%)、中国(13.0%)、ベトナム(10.4%)、韓国・朝鮮(5.8%)となっています。

国籍・地域別在留外国人数



参考 法務省：平成30年末現在における在留外国人数静岡県：平成30年12月31日現在静岡県における外国人の住民基本台帳人口の調査結果



2 外国人に対してどのような問題が起きているのですか？

外国人と日本人は文化、生活習慣、肌の色、言葉や宗教などの違いから、職場や学校、地域社会などの日常生活の場において、様々な軋轢が生じ、外国人に対する偏見・差別が生まれ、人権侵害につながっている場合があります。

★職場で

- ・応募者本人の能力や適性よりも国籍で判断されることがある。
- ・働く場所や期間が一定でない、賃金が安いなど、就労の形態や条件で不利益を被っている人がいる。

★学校で(外国人であっても日本の義務教育を受ける権利があります。)

- ・日本語指導を必要とする児童生徒が増加している。
- ・外国人には、子どもを小・中学校に就学させる義務がないため、不就学につながる可能性がある。

★地域社会で

- ・言葉や習慣などの違いから、アパートなどへの入居の際に不当な扱いを受けてしまう。
- ・言葉がわからないことにより、様々な公共サービスの存在を知ることができない。

参考 公益財団法人人権教育啓発センター作成 人権ポケットブック「外国人と人権」



3 私たちはどんなことを心がければよいのでしょうか？

同じ地域で、ともに暮らす仲間、同じ会社で働く仲間として、外国人の人権を尊重し、共生する地域社会を築いていくためには、私たち日本人は次のようなことを心がけていくことが必要です。



◎外国人に対する誤解や偏見に基づく予断をなくして、お互いに尊重し合う意識を高めましょう。

◎外国人の宗教、習慣、文化を理解して、外国人が持つ価値観、生活習慣などの多様性を認め合しましょう。

人権に人種や国籍の壁はありません。多文化共生の地域づくりを進めていくことは、「日本国憲法」、「国際人権規約」*1、「人種差別撤廃条約」*2などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

* 1 国際人権規約とは

世界人権宣言(1948年第3回国連総会において採択)を具体的に条文化したものです。1966年に国連総会において採択され、1976年に発効し、多くの国で締結されています。国際人権規約には、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つがあります。これらの規約は最も基本的かつ包括的な条約として人権保障の国際的基準となっています。

* 2 人種差別撤廃条約とは

人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることを定めています。1965年の第20回国連総会において採択され、1969年に発効しました。日本は1995年に加入しました。2020年は25年の節目の年となりました。

《人種差別撤廃条約の内容》

- ・人種、皮膚の色などに基づくあらゆる種類の差別を根絶すること。
- ・人種差別を助長・煽動する宣伝活動を禁止すること。
- ・人種、皮膚の色などによらず、誰もが平等である権利を認めること。

県内に住む外国人が安心して働け、暮らせるように多言語相談窓口があります！

「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」

- ・近くに住む外国人が困っているようだが、何かできないか。
- ・会社から解雇されたけれど、どこに相談したらよいか。
- ・会社で外国人を雇用するが、どのようにサポートすればいいのか。
- ・病院に行きたいが、日本語が分からなくて不安。



場 所：〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階 〈(公財)静岡県国際交流協会内〉
TEL：054(204)2000 詳しくはこちら <http://www.sir.or.jp>



御利用ください！静岡県人権啓発センター

静岡県人権啓発センターでは次のような取組を行っています。
センターの概要については、ホームページでも紹介しています。

◎人権を考えます。

県民の皆さんに、人権について考えていただくために、講演会をはじめ、各種人権啓発イベントを開催しています。

◎人権を広めます。

- ・広報紙「じんけん」を発行しています。
- ・人権啓発冊子「だれもが幸せに」などの人権啓発資料を作成し、配布しています。
- ・テレビ・ラジオスポットコマーシャルなどを通して人権啓発をしています。

◎研修を支援します。

- ・講師派遣（出前人権講座）
企業や団体・市町などが行う研修会へ無料で講師を派遣しています。
- ・教材・資料の貸出し
研修会や学習会、授業など教材として利用できるビデオ・DVDや図書の手出しを行っています。

◎リーダーを養成します。

人権問題についての啓発活動ができる人材を養成するために、人権啓発指導者養成講座などを開催しています。

◎相談に応じます。

人権問題に関する電話相談、面接相談を実施しています。必要な場合には法律相談も行っています。

- ・相談日：月～金曜日（年末年始・祝休日は休み）
- ・時間：午前9時00分～午後4時30分

※面接相談・法律相談についてはあらかじめ御連絡ください。



静岡県人権啓発センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

TEL：054-221-3330 FAX：054-221-1948

メールアドレス：jinken@ace.ocn.ne.jp URL：http://jinken.pref.shizuoka.jp/

（令和元年度法務省委託事業）

國有徳の美しい“ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture

令和2年(2020年)3月